

2014春季生活闘争 山形労働局への要請を実施

3月19日、2014春季生活闘争において、労働組合が求めている労働条件の向上には、賃金の引上げはもとより、格差是正、法令遵守、非正規労働者の待遇改善など、労働行政が深く関与していることから、山形労働局に対し行政指導等の強化について、大泉会長、齋藤副会長、森事務局長、館内副事務局長、柏木組織広報部長による要請行動の後、意見交換を行いました。



労働行政に関する要請書

1. 安心して働き続けられるための労働者保護ルールの堅持・強化について

- (1) 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入は行なわないこと。
- (2) 労働者派遣法の改正に当たっては、低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うこと。
- (3) 上記2点に代表される雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行うこと。

2. 雇用の維持・安定について

- (1) 2014年1月の有効求人倍率（季節調整値）が1.16倍となるなど「山形県内の雇用情勢は力強く改善している」と景気判断されているが、正社員に係る有効求人倍率（原数値）は0.59倍と依然と低い状況である。正社員での就業を希望したにもかかわらず、不本意ながら非正規として就業した者が増加しており、正社員に転職したいとする者の割合も上昇している。正社員での雇用機会を拡大し、安定的な雇用を実現すること。
- (2) 非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用または無期転換、人材育成などの取り組みを行う事業主を支援する助成金（キャリアアップ助成金や山形県正社員化等促進奨励金等）の効果的活用を周知し、積極的に進めること。
- (3) 2012年度就業構造基本調査によると、過去5年間に出産育児のため離職した者は、全国で125万6000人と前回調査より7万2000人増えており、妊娠・出産を理由として解雇・雇止めされることや、職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントであるマタニティーハラスメントに関する相談が連合山形でも増えている。どのような雇用形態であっても、女性が子どもを産み育てながら働き続けられるよう、法の周知や妊娠・出産と仕事の両立に向けた支援をすること。

3. 労働法制の遵守・公正労働の確保について

- (1) いわゆる「ブラック企業」と呼ばれる、若者の「使い捨て」や法を無視し劣悪な環境で働かせている企業を撲滅するために、これまで労働基準監督署に告発や相談のあった企業に対し、定期的に立ち入り、法の遵守と適正な労働環境を作るよう行政指導を徹底すること。
- (2) 2013年4月に改正労働契約法が施行され、有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合は、労働者の申し込みにより、無期労働契約に転換できるようになったが、5年到達前に雇止めするようなことのないように企業に指導を徹底し、有期契約労働者の雇用安定の積極的実現をはかること。また、無期転換後の労働条件を下げることをないように指導を強化すること。

4. 労働安全衛生と労働災害対策の強化について

- (1) 山形県の労働災害状況は、長期的には減少傾向にあるものの2012年は3年連続で増加となり、また、死亡者数は前年の倍にもなっている。安全・衛生・健康は何より優先するという人間尊重の理念のもと、リスクアセスメント、安全衛生マネジメントが早期に定着するよう、各企業の指導にあたること。
- (2) 長時間労働による過労死・過労自殺、メンタルヘルス不調を出さないために、労働基準法第36条を遵守するよう機会があるごとに指導すること。さらに特別条項付協定を受理する際は、本当に「特別な事情」によるものなのか可能な限り検査に入るなど、労働者の健康を確保した適切な運用が図られるよう指導を徹底すること。

5. 山形県内最低賃金について

- (1) 「全国最低 800 円」「全国平均 1,000 円」をめざす雇用戦略対話合意内容については2013年8月の質問主意書および答弁書により、失効していないことが確認されている。現在の山形県の地域別最低賃金は665円であり、また、全国加重平均は764円で、「全国最低 800 円」「全国平均 1,000 円」の水準にはるかに及ばない。早期に山形県の地域別最低賃金800円を実現し、さらに平均1,000円を達成すべく、審議会の適正な運営にかかる支援を行うこと。
- (2) 現在地域別最低賃金は「生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」とされている（最低賃金法第9条第3項）。山形県の最低賃金を審議するにおいて、現在の政府が進めようとしている生活保護制度の見直しに直接影響を受けることがないように、審議会の適正な運営にかかる支援を行うこと。

以 上